

重要

受付期間を延長します

小規模事業者の方でも申請可能です

中小企業・
個人事業主
のための

三次市物価高騰対応 中小企業者経営・雇用維持支援金



国の「重点支援地方交付金」を活用して、最低賃金の上昇等をはじめとする物価高騰や雇用維持への支援事業を実施します。

申請期限

令和8年9月30日(水)まで

従業員0人でも申請可能

支援金額

基礎額 **5万円** + 申請時点における従業員数 × **1万円**

※従業員数…雇用保険法における被保険者数

上限額

25万円/1企業あたり

(注)従業員が20人以上の企業においては、基礎額5万円+20万円(20人分)となります。

対象者

令和7年12月31日までに事業を開始し、**①** から **⑤** のいずれにも該当する中小企業者等

- ①** 法人 ▶ 三次市内に本店を有すること
個人事業主 ▶ 三次市内に住民登録があり市内に主たる事業所を有すること
- ②** 年金収入を除く収入のうち、主たる収入が事業収入であって、令和7年(法人は前事業年度)の収入が120万円以上であること
- ③** 令和7年分の所得税確定申告(法人は直近の法人税確定申告)をしていること
- ④** 今後も事業を継続する意思があること
- ⑤** 納期限の到来した市税・料を完納していること

必要書類(添付書類)

- ① 交付申請書兼請求書(様式第1号) ② 宣誓書(様式第2号)
- ③ 令和7年分所得税確定申告書の写し(法人の場合、直近の法人税確定申告書、決算書)
- ④ 令和7年分所得税青色申告決算書または収支内訳書
- ⑤ 振込先口座番号が確認できる通帳の写し(もしくは電子通帳画面のコピー)
- ⑥ 従業員数(被保険者数)が確認できる書類(※詳細は裏面をご確認ください)
- ⑦ チェックリスト

申請書類の受付窓口

○事業所の所在地が**旧三次市**の事業者 ▶▶▶▶▶▶▶▶▶▶ **三次商工会議所** (三次市三次町1843-1)

○事業所の所在地が**旧三次市以外**の事業者 ▶ **三次広域商工会 本所若しくは各支所**
(本所:三次市三良坂町三良坂5042-1)

連絡先・受付時間

三次商工会議所 ☎ 0824-62-3125 三次広域商工会 ☎ 0824-44-3141

受付時間 午前9時～午後4時まで(※午後0時～午後1時は除く)

※三次広域商工会の各支所窓口につきましては、曜日によっては閉所していますので、事前にご確認ください
※申請書類の確認が必要なため、窓口へ直接ご提出ください(※郵送での受付は行っておりません)

中小企業者の要件

今回の支援金は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業を対象としています

業種	中小企業者(いずれかに該当する場合)	
	資本金額または出資総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他 ソフトウェア業、情報処理サービス業	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
旅館業	5,000 万円以下	200人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下

その他、対象外の業種もありますので、詳細はホームページをご覧ください

よくあるご質問(Q&A)

Q1 従業員数(被保険者数)が確認できる書類とは具体的に何ですか

A1 以下の書類のうち、いずれか 1 点をご準備ください
①雇用保険被保険者資格喪失届(雇用保険法施行規則様式第4号)
②事業所台帳異動状況照会
③事業所別被保険者台帳

Q2 対象となる「法人」は、どのような中小企業者ですか

A2 三次市内に本店(登記簿に登録されている住所地)を有する中小企業者が対象となります

Q3 支援金の対象となる従業員の条件を教えてください

A3 三次市内の事業所で働く従業員で雇用保険法の被保険者が対象者となります
(常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、
①1週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、②31 日以上、雇用している方)

Q4 従業員を雇用していない場合でも申請できますか

A4 要件に該当すれば、申請可能です。従業員を雇用していない場合は、基礎額5万円を給付します

Q5 不動産賃貸業を営んでいる場合は、対象となりますか

A5 対象外です。ただし、「不動産紹介業(宅地建物取引業許可を有するもの)」「不動産販売業」は対象となります

Q6 申請書類の入手方法を教えてください

A6 申請書類は、三次市の公式ホームページからダウンロードが出来ます。また、市役所本庁舎1階総合案内のほか、三次商工会議所、三次広域商工会、各支所でも配布しています

※最新のQ & Aは、市ホームページにて公開していますのでご確認ください

【お問い合わせ先】

旧三次市内の事業者 ▶▶▶▶▶ 三次商工会議所 電話 0824-62-3125
旧三次市内以外の事業者 ▶▶▶▶▶ 三次広域商工会 電話 0824-44-3141
制度全般に関すること ▶▶▶▶▶ 三次市 商工観光課 電話 0824-62-6171

